

# 治療用装具に係る療養費の 適正化等について

# 1. 治療用装具の療養費の概要

## 治療用装具に係る療養費の概要

○ 医療保険において、保険医が疾病又は負傷の治療上必要であると認めて患者に装具を装着させた場合に、患者が支払った装具購入に要した費用について、保険者はその費用の限度内で療養費の支給を行うこととなっている。

➤ 支給の対象となるもの…疾病又は負傷の治療遂行上必要なもの

例:義肢(義手・義足)、義眼(眼球摘出後眼窩保護のため装着した場合)、コルセット、関節用装具 等

➤ 支給の対象とならないもの…日常生活や職業上の必要性によるもの、美容の目的で使用されるもの

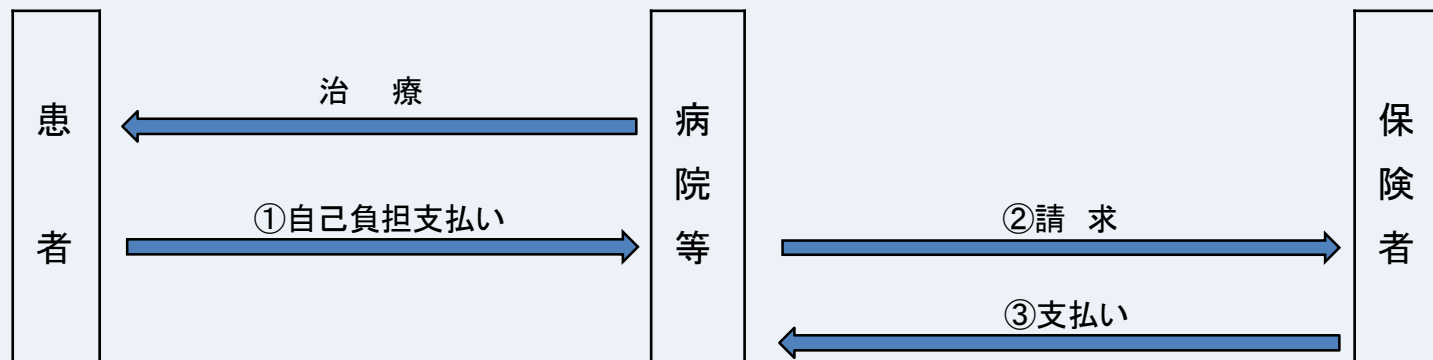
例:眼鏡(小児弱視等の治療用眼鏡等は除く。)、補聴器、人工肛門受便器 等

○ 治療用装具療養費の支給額の基準は、障害者総合支援法の規定に基づく「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準」(H18.厚生労働省告示528号)別表の「1 購入基準」中に定められた装具の価格を基準として算定することとなっている。

○ この「購入基準」は、支給額を算定する場合の基準であって、支給対象装具の範囲までも示したものではない。また、支給対象として、別途通知で定めるもの(四肢のリンパ浮腫治療のための弾性着衣等)も存在する。

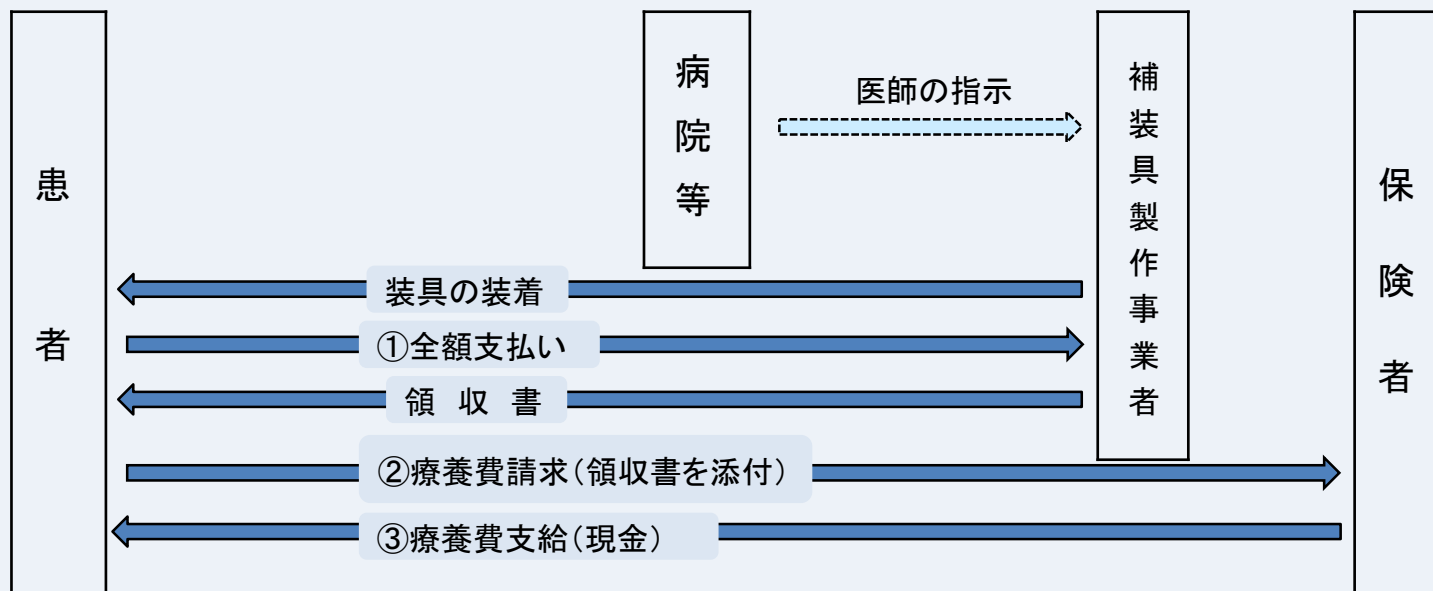
# 保険給付の支給の仕組み

## 1. 保険医療機関等の療養の給付



## 2. 治療用装具の療養費払い

- 疾病又は負傷の治療のために、医師の指示により治療用装具を装着した場合



# 支給範囲のイメージ

告示により種目を  
定めている

## 治療用装具

## 補装具

- ・義肢（義手・義足）
- ・義眼（眼窩保護に必要なもの）
- ・下肢装具   ・靴型装具
- ・体幹装具   ・上肢装具

- ・義眼（眼窩保護に必要な義眼を除く）
- ・座位保持装置

- ・変形性膝関節症等に対する膝サポーター（膝関節軟性装具）
- ・既製品装具

- ・弾性着衣（弾性ストッキング等）
- ・輪部支持型角膜形状異常眼用コンタクトレンズ

- ・小児弱視等の治療用眼鏡
- ・義眼（眼窩保護に必要なもの）

- ・眼鏡（小児弱視等の治療用眼鏡等を除く）
- ・義眼（眼窩保護に必要な義眼を除く）
- ・補聴器
- ・人工肛門受便器
- ・盲人安全つえ
- ・歩行補助つえ
- ・車いす
- ・歩行器 等

## 既製品

| 区分    | 治療用装具             | 補装具                                |
|-------|-------------------|------------------------------------|
| 法律    | 健康保険法等            | 障害者総合支援法                           |
| 目的等   | 疾病又は負傷の治療遂行上必要なもの | 日常生活を送る上で必要な移動等の確保、就労場面における能率の向上 等 |
| 処方／決定 | 保険医療機関（保険医の指示）    | 更生相談所等の判定                          |

## 2. 不正事案の概要及び改善方法

## 不正事案の概要

- 平成29年8月に、治療用装具の不適切な請求事案に関する新聞報道があった。
  - ・装具業者が首を固定する装具を装って安眠枕を作製していた事例
  - ・靴店が健康保険でオーダーメイド靴を安く作れると宣伝し、治療用装具を装い、不正に靴を作っていた事例
  - ・2足の靴型装具を販売し、1足分と装った領収書を出していた事例
  - ・治療用装具として足首のサポーターの購入費が請求されたが、インターネットで販売されており、保険者への請求額も2倍高い額であった事例

## 不正事案の概要

○ この事案については、平成29年12月27日に開催された社会保障審議会医療保険部会治療用装具療養費検討専門委員会で、

(1) 手続きの明確化

(2) 現物写真の添付

(3) 既製品のリスト化

による改善方法が議論され、平成30年2月発出の通知により、

・請求に当たっての手続きの見直し

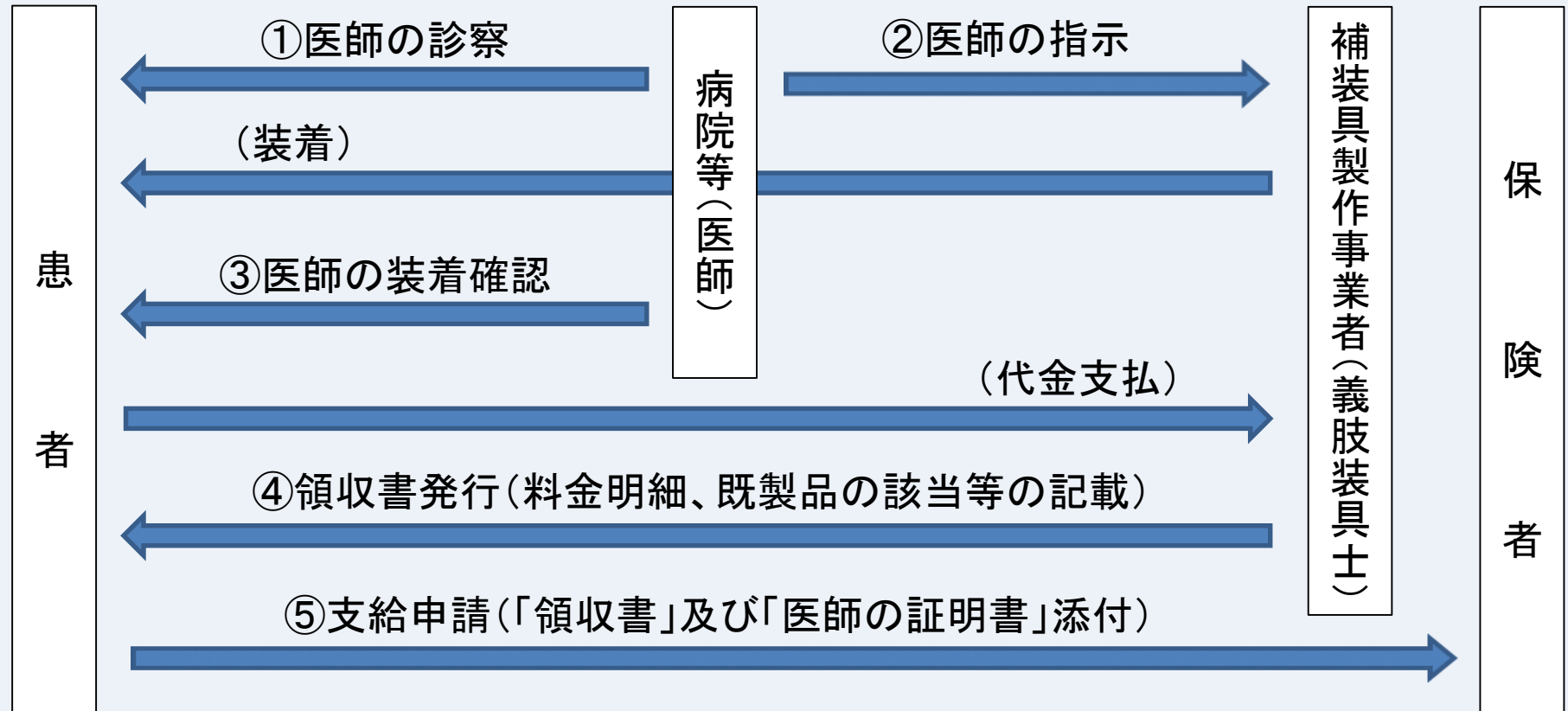
・不適切な事案が多い靴型装具については請求の際に写真の添付を求めること

等の措置を行った。

## 改善方法(1) 手続きの明確化①

- 治療用装具について、具体的な取扱いを通知(平成30年2月9日)に記載し、療養費の支給申請に係る手続きの明確化を図った。

### 【支給申請までの流れ】



## 改善方法(1) 手続きの明確化②

- ① 医師(保険医)が診察し、疾病又は負傷の治療上、治療用装具が必要であると認める。
- ② 医師(保険医)の指示(処方)により治療用装具が製作(又は購入)される。  
※医師の指示の前に採型・採寸又は購入した場合は療養費の対象とならない。
- ③ 医師(保険医)が治療用装具の装着(適合)を確認する(弾性着衣等を除く)。  
※医師による「証明書」(治療上の必要、装着の確認)の発行
- ④ 被保険者(患者)から事業者への治療用装具代金の支払い  
事業者による「領収書」の発行(次の内容を領収書に記載(又は別添))
  - ・料金明細(名称、採型区分・種類等別の価格)
  - ・オーダーメイド又は既製品の別(既製品の場合、製品名)  
※保険者は、必要に応じて、領収書の発行事業者に装具の製品名や仕様等  
が確認できる資料(取扱説明書やカタログの写し等)を求める。
  - ・治療用装具を取り扱った義肢装具士の氏名
- ⑤ 被保険者から保険者への療養費の支給申請  
※支給申請書に「領収書」及び「医師の証明書」を添付

## 改善方法(2) 現物写真の添付

- 治療用装具に係る療養費の支給申請にあたり、保険者が支給の適否を判断するため、被保険者(患者)に対して、治療用装具の現物写真の添付を求める。
- すべての治療用装具について、現物写真の添付を求めた場合、被保険者(患者)や保険者の負担が大きいと考えられるため、不適切な請求事案の発生割合が高く、かつ、平均金額が高い靴型装具について、原則、現物写真の添付を求める(被保険者(患者)の事情等により、保険者が困難と認める場合を除く。)こととした。(平成30年2月9日通知、平成30年4月から実施)
  - ※ 対応後の状況を見ながら、さらに検討
  - ※ 現状、すべての支給申請に予め現物写真の添付を求めている保険者があり、引き続き、保険者の判断で、必要に応じて、被保険者(患者)に現物写真を求めることは差し支えない。

### 【現物写真の添付についての検討】

- 今後の現物写真の添付を求める対象範囲について、被保険者(患者)や保険者の負担、健康保険組合連合会の公表等を踏まえ、どのように考えるか。

## 改善方法(3) 既製品のリスト化

※1. 9. 6資料「治一1」参照

### 3. 今後の検討

## 今後の検討について

- 平成31年4月に、健康保険組合連合会（健保連）において、愛知県の装具事業者が平成19年から平成26年に行った療養費の不正請求事案（前記の新聞報道の事案）について、調査結果と不正額の返還状況を発表。（1. 9. 6参考資料参照）
- 健保連の発表によると、なおも他の事業者による不適切な事例があり、さらなる取組を厚生労働省に求めていく旨を発表。



### 【今後の検討】

- これを踏まえ、療養費の適正化のため、これまでの改善方法（手続きの明確化・現物写真の添付・現在作業中の既製品のリスト化）のほか、治療用装具について、どのような問題や対応が考えられるか、被保険者（患者）や保険者の負担等も踏まえ、今後、検討していくこととしてはどうか。